

奈良県告示第三百五十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、林堂土地改良区の役員が次のとおり退任し、及び就任した旨、同土地改良区から届出があった。

平成二十年一月二十五日

奈良県知事 荒井正吾

一 退任役員の様名、氏名及び住所

理事	木原 英治	葛城市林堂二七四
〃	木原 靖夫	〃 〃 二九七―二
〃	安川 倭子	〃 〃 二七五
〃	栗栖 均	〃 〃 一九〇―二
〃	安川 登	〃 〃 一八九
〃	安川 豊	〃 〃 二六
監事	吉岡 祥元	〃 〃 二七八
〃	芳岡 清一郎	〃 〃 三八六―三

二 就任役員の様名、氏名及び住所

理事	木原 正隆	葛城市林堂二九一―三
〃	吉村 卓巳	〃 〃 二六四
〃	吉岡 勝彦	〃 〃 一九五―五
〃	西川 勝行	〃 〃 一八八―一
〃	倉本 裕紀	〃 〃 二六三
〃	池之側 一志	〃 〃 一九五―二
監事	安川 貢	〃 〃 西辻一八
〃	木原 行雄	〃 〃 林堂三八一